

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事等指名業者選定審査会規程

昭和56年 6月19日

訓令第 1号

改正 昭和59年 7月13日訓令第 1号 昭和62年 4月 1日訓令第 3号
昭和63年 3月23日訓令第 6号 平成 8年 3月25日水企訓令第 6号
平成16年 3月24日水企訓令第 3号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事等指名業者選定審査会について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部に建設工事等指名業者選定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(契約担当者の義務)

第 3 条 契約担当者(印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業財務規程(平成 8年印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部管理規程第 6号)第 2条第 5号に定める契約担当者をいう。)は、次の各号に掲げる契約(以下「請負契約等」という。)に係る指名競争入札に参加する業者を指名しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聞くものとする。

- (1) 建設工事及び建設工事に係る製造の請負
- (2) 工事用材料の買入れ
- (3) 測量、調査及び設計等の業務委託
- (4) 運転管理、保守、点検、測定及び清掃等の業務委託
- (5) 物品の購入及び製造並びに印刷の請負

(所掌事務)

第 4 条 審査会は、次の各号に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 請負契約等に係る指名競争入札の指名業者の選定に関すること。
- (2) 指名競争入札に参加を希望する者の資格審査基準に関すること。

- (3) 建設工事の指名競争入札に係る指名業者選定基準に関すること。
- (4) 指名競争入札参加資格者の指名停止基準及び基準に基づく指名停止等指名上必要な措置に関すること。

(組織)

第5条 審査会は委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第6条 委員長は、水道企業部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 部長、技監、課長、場長、主幹、課長補佐
- (2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合組織条例(昭和47年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号)第1条に規定する事務局の局長、課長
- 2 前項の委員に事故あるときは、当該委員があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報告)

第9条 委員長は、会議の結果を速やかに管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、業務課経理班において処理するものとする。

(秘密の保持)

第11条 審査会の会務については部外者にもれないように秘密の保持に注意しなければならない。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

附 則(昭和59年7月13日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日訓令第3号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(昭和63年3月23日訓令第6号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月25日水企訓令第6号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月24日水企訓令第3号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。